

化兵法指定物質輸出入関係事業者の皆様

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく
指定物質の輸出入実績に関する届出について
～電子申請開始のお知らせ・移行のお願い～

令和4年12月
経済産業省製造産業局
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

平素より化学兵器禁止関連政策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

化学兵器禁止条約が1997年4月に発効し、化学兵器禁止法は同年5月に施行されてから、本年で25年もの歳月を経ました。その間我が国は、化学兵器禁止条約の一締約国として、ご関係事業者皆様のご理解、ご協力を賜りながら、その条約および化学兵器禁止法令の的確な執行を通じ、我が国、そして、国際社会における安心、安全を築くことに寄与してまいりました。

まずは、ご関係事業者皆様に、これまで、そして平素からの化学兵器禁止制度へのご理解、ご協力を賜っておりますこと、感謝申し上げます。

さて、令和3年9月に施行されたデジタル手続法等によって、行政手続等のデジタル化をより一層図ること、そして、それによって手続等に係る時間や場所等の制約を除去し、もって手続等が利用しやすい方法によって迅速かつ的確に行われるようになります。

そのため、これまでご関係の皆様から頂戴してまいりました化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等の予定／実績届出につきましても、いつでも、どこからでも、インターネットで容易に届出いただけるよう、本年度から電子届出（電子申請）を開始させていただくこととなりました。

電子申請への移行にあたりましては、できる限り容易かつ円滑に移行していただけますよう、マイクロソフトのエクセルを利用した電子申請ファイルをご準備させていただきました。また、ご負担をできる限り軽減できるよう、例えば、実際の入力にあたっては、ドロップダウンからの選択を行う形式を導入し、また、各入力欄にはどのように入力したらよいかなどの個別のメッセージも記載させていただき、入力の負担軽減と誤入力を極力回避できるようにいたしました。

加えて、初回の電子申請ファイルの作成は1から入力する必要があるためにある程度のお手間がかかりますが、そのお手間を省いていただけますよう、弊省へこれまで紙媒体で届出頂きました内容を弊省で入力いたしました“入力済電子申請エクセルファイル”（下書きファイル）も、ご希望によりご提供させていただきます。下書きファイルをご活用いただければ、当該ファイルを修正・確認するのみで電子申請に使用できますので、是非ご活用いただければと思います。

電子申請にあたりましては、e-Govを利用して電子申請用エクセルファイルをご提出頂く形となりますため、e-Govにログインするためのアカウントの取得や、個別認証ID・パスワードの発行が必要となります（個別認証IDは化学兵器禁止法の届出専用のIDが必要です）。詳細につきまして

は、「化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等電子届出（電子申請）マニュアル」をご参照いただければ大変幸いです。

個別認証 ID・パスワードにつきましては、当室からお送りさせて頂きます「化兵法電子届出（電子申請）事前登録シート（輸）.xlsx」（事前登録シート）にパスワードを含む必要事項を入力いただき、ご連絡頂きます事業者の本人確認のために、直近過去の届出ファイルを添えて、登録シート記載のメールアドレスまでお送り頂けますようお願ひいたします。ご提出いただいた後、当室から個別認証 ID をご連絡いたします。

なお、指定物質の輸出入実績届出においては、他の化兵法届出とは別の個別認証 ID 及びパスワードが必要となります（指定物質輸出入実績届出専用の ID とパスワードとなります）。そのため、度々お手数をおかけし大変恐れ入りますが、すでに指定物質の製造等・使用予定届出の際に事前登録シートを弊省にご提出いただき、弊省から e-Gov 個別認証 ID 及びパスワードの連絡を受けている場合においても、指定物質輸出入実績届出用の本事前登録シートのご提出をお願いいたします。

ご関係の皆様におかれましては、是非電子申請への円滑な移行にご理解、ご協力を賜れますようお願い申し上げます。

以 上